

# 重 要

平成21年10月4日(日)

保護者各位

代 表 柳 生

## 新型インフルエンザの本格的な流行に伴うチーム活動への参加について

このことについて、下記のとおり取り決めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。  
記

### 1 趣旨

今般の新型インフルエンザの本格的な流行期に入ったことに伴い、部員及びその家族等への感染拡大が懸念される事態となりました。

そこで、今後、部員等が新型インフルエンザに感染した場合の対応について基準を設けることとしました。

つきましては、保護者のみなさまには、この通知を遵守するとともに、うがい、手洗い、手指の消毒、マスク着用の励行など、各自が常時新型インフルエンザの感染予防及び感染拡大防止に努めるようお願いいたします。

### 2 新型インフルエンザ発症時の対応

#### (1) 部員本人が発症した場合

部員が、発熱、せき、のどの痛み等の症状を自覚した場合は、速やかに、医療機関で医師の診断を受けてください。

その結果、新型インフルエンザの発症であると診断された場合は、練習や試合には参加させず、監督にその旨を電話で連絡してください。

発症した部員は、医師の指示に従って治療に専念し、チームへの復帰に当たっては、十分な療養期間（おおむね発症から7日程度）の後、必ず治癒した旨の医師の診断を受けてから、チームの活動に参加してください（治癒証明等の提出は必要ありません。）。

#### (2) 部員の同居家族等が発症した場合

同居の家族等が発症した場合は、監督にその事を伝えると共に、発症した家族等が治癒するまでの間は、チーム活動への参加を自粛するようお願いいたします。

### 3 学校・学年・学級閉鎖の場合の対応

#### (1) 次に該当する場合、その期間中は部員のチーム活動への参加を禁止します。

ア 学校閉鎖の場合は、その学校に通学する全ての部員

イ 学年閉鎖の場合は、その学年に該当する全ての部員

ウ 学級閉鎖の場合は、その学級に所属する全ての部員

#### (2) 閉鎖期間がチーム活動日の前日までであった場合について

閉鎖期間がチーム活動日の前日までであった場合は、その週のチーム活動への参加は禁止とします。

(例) 学級閉鎖などの期間が10月1日(木)～2日(金)の場合、閉鎖期間が当該週の土日の前日までにあたるため、3日(土)と4日(日)のチーム活動への参加は禁止となります。

閉鎖期間が9月30日(水)～10月1日(木)の場合は、当該週の土日の前日には閉鎖が解除されているため3日(土)～4日(日)のチーム活動への参加は可となります。

### 4 その他

試合会場等へ車で移動する際には、部員にはマスクを持たせてください。車内ではマスクを着用することとします。車当番の方もマスクの着用にご協力ください。